

知的財産 -Intellectual Property-

Newsletter

〈2018年11月号〉

Contents

1 | 不正競争防止法5条の2に基づく営業秘密の不正使用推定に関する施行令



2 | 医薬の用途発明において追試結果を考慮せずサポート要件違反とした事例
知財高裁(1部)平成30年9月4日判決[抗ウイルス剤事件控訴審]



3 | 選択された炭酸ランタン水和物を含有する医薬組成物の発明について
進歩性が存在する等の理由で審判請求不成立とした審決を、技術常識
等を考慮することで容易想到性を肯定し取消した事例
知財高裁(4部)平成30年9月19日判決[炭酸ランタン水和物含有医薬組成物事件]



4 | フラダンスの振付けの著作物性が認められた事例
大阪地裁(26部)平成30年9月20日判決[フラダンス事件]



5 | 原告の商品等表示の著名性及び被告標章との類似性が肯定された事例
東京地裁(29部)平成30年9月12日判決[JAL事件]



6 | セミナー・執筆情報のご案内



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

不正競争防止法5条の2に基づく営業秘密の不正使用推定に関する施行令



重富 貴光

Takamitsu Shigetomi

PROFILEはこちら

平成27年改正によって新設された不正競争防止法5条の2は、営業秘密の不正使用の立証負担を軽減するため、営業秘密の保有者(原告)が下記の各事実を立証した場合、不正取得者(被告)が当該営業秘密を不正使用したことを推定する旨を規定しています(下線は筆者が付したものです)。

記

- ① 被告が技術上の秘密(生産方法その他政令で定める情報に係るもの)を不正取得したこと
- ② 被告が当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物を生産していること又は当該技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令に定める行為を行っていること

平成27年改正法施行後、これまで上記①②の「政令」は定められていませんでしたが、今般、不正競争防止法施行令と命名されるとともに、以下の事項が施行令として規定されることになりました。

- ① 「政令で定める情報」は、情報の評価又は分析の方法(生産方法に該当するものを除く。)であること
- ② 「政令で定める行為」は、法2条第1項第10号に規定する技術上の秘密(情報の評価又は分析の方法(生産方法に該当するものを含む。)に係るものに限る。)を使用して評価し、又は分析する役務の提供であること

AIの台頭等によって情報(データ)の評価又は分析事業が本格化する中で、事業者が情報(データ)の評価又は分析方法に関する技術上の秘密を生成することが見込まれます。今回の施行令によって、事業者(原告)が、①被告が情報の評価又は分析方法に係る技術上の秘密を不正取得したこと、②被告が当該情報の評価又は分析方法を使用して評価又は分析を行う役務(サービス)を提供していることをそれぞれ立証すれば、被告による「情報の評価又は分析方法の使用」が推定されることとなります。

本施行令は平成30年11月1日より施行されます。本施行令に関する情報は、[経済産業省HP](#)にて公表されています。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

医薬の用途発明において追試結果を考慮せずサポート要件違反とした事例

石津 真二
Shinji Ishizu

PROFILEはこちら

知財高裁(一部)平成30年9月4日判決(平成29年(ワ)第10105号)裁判所ウェブサイト[抗ウイルス剤事件控訴審]

→ 裁判例はこちら

本件は、名称を「抗ウイルス剤」とする発明についての特許権(「本件特許」)を有する控訴人Xが、被控訴人Yに対して、Yの製品(アイセントレス®錠400mg)は本件発明1(本件特許の特許請求の範囲請求項1記載の発明)の技術的範囲に属する等と主張して、Yの製品の譲渡・輸入・譲渡の申出の差止及び廃棄、並びに損害賠償を請求した事案であるところ、原審(東京地裁(40部)平成29年12月6日判決(平成27年(ワ)第23087号))はXの請求を棄却し、知財高裁も請求棄却の結論を維持しました。

原審は、実施可能要件につき判断基準を示した上で、本件発明1は実施可能要件違反であるとし、実施可能要件違反にて認定した事情からサポート要件違反であるとも判断していましたが(原審の判断内容の詳細は、[本ニュースレター2018年2月号3及び4頁参照](#))、知財高裁は、サポート要件についてのみ、以下の基準を示して、サポート要件違反であると判断しています(下線は筆者による)。

✓特許請求の範囲の記載が、サポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識し得る範囲のものであるか否か、また、発明の詳細な説明に記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識し得る範囲のものであるか否かを検討して判断すべきである。

以下では、本件へのあてはめにおける争点のうち、追試結果の扱いについて取り上げます。

Xは、本件発明1に係る化合物がインテグラーゼ阻害活性を有する旨の追試結果を提出しましたが、知財高裁は、

- ① 本件明細書には、本件発明1に係る化合物がインテグラーゼ阻害作用を有することを示す薬理データは記載されていないこと
- ② 本件明細書には、本件発明1に係る化合物がインテグラーゼ阻害作用を示すに至る機序についても記載されていないこと
- ③ 原出願日時点における技術常識に照らしても当業者が本件発明1に係る化合物についてインテグラーゼ阻害作用を有すると認識することもできないこと

の3点を前提にすれば、「本件発明1に係る化合物はインテグラーゼ阻害作用を有するとの技術的思想が原出願日時点における発明者の単なる憶測ではなかったということを明らかにするために、原出願日以後に行われた当該技術的思想を裏付ける実験結果を用いることはできない」と判断しました。

本件においては、明細書に機序がおおよそ示されておらず、技術常識からも課題解決を認識できないような場合には、追試結果は考慮しないことが示されており、追試を行う場合には、この点にも留意すべきと考えられます。

なお、医薬の用途発明のサポート要件については、知財高判平成22年1月28日[フリバンセリン事件]において、特許請求の範囲と発明の詳細な説明の記載の範囲とを対比して判断され、特段の事情がない限り、実施可能要件の充足性判断手法

¹ Xは、訂正後の本件特許請求の範囲請求項1乃至3のうち2及び3に係る各発明についても技術的範囲に属するとの主張を行っておりますが、本稿では割愛いたします。

² 同日付けの審決取消訴訟における判断(知財高裁平成30年9月4日判決(平成29年(行ケ)10172号))においても、知財高裁は、サポート要件についてのみ判断を示しています。

次ページへ続く ➤

と同様の手法によって解釈することは許されず、従前、実施可能要件の判断の際に考慮されてきた、有用性を直接に示す「薬理データ又はそれと同視すべき程度の記載」は明細書に直ちには必要とされないと判断されています。また、知財高判平成22年1月20日〔抗酸化剤事件判決〕においては、治療効果を直接に示す薬理データ等の記載がなくとも、生体を用いない実験等を示しつつ、その知見により特許請求の範囲の記載における医薬用途との関連性等が明らかにされていればサポート要件を充足すると判断されています。一方で、本件では、サポート要件の判断の具体的当てはめに際して「インテグラーゼ阻害作用を有することを示す薬理データ」に着目した判断を行っており、医薬の用途発明においてサポート要件を充足するハードルは依然として高いものと推察されます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

選択された炭酸ランタン水和物を含有する医薬組成物の発明について進歩性が存在する等の理由で
審判請求不成立とした審決を、技術常識等を考慮することで容易想到性を肯定し取消した事例廣瀬 崇史
Takashi Hirose

PROFILEはこちら

知財高裁(4部)平成30年9月19日判決(平成29年(行ケ)第10171号)裁判所ウェブサイト[炭酸ランタン水和物含有医薬組成物事件]

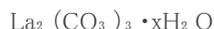
→ 裁判例はこちら

X社は、平成28年9月、発明の名称を「選択された炭酸ランタン水和物を含有する医薬組成物」とする発明(特許番号第3224544号。請求項は8。以下、当該発明を「本件特許発明」、特許を「本件特許」という。)について特許無効審判を請求しました。特許庁は、平成29年8月、本件特許発明に進歩性が認められる等の理由から審判請求不成立の審決をし、X社は、当該審決の取消しを求める訴訟を提起しました。

本件特許の請求項1の記載は次のとおりです(以下、当該請求項に係る発明を「本件発明1」という。)

【請求項1】

高リン酸塩血症の治療のための医薬組成物であって、以下の式:



{式中、xは、3~6の値をもつ。}により表される炭酸ランタンを、医薬として許容される希釈剤又は担体と混合されて又は会合されて含む前記組成物。

本件で進歩性の判断に関する甲1に記載された発明(以下、「甲1発明」という。)との一致点及び相違点は次のとおりです。

本件発明1と甲1発明の一致点及び相違点

(一致点)

「高リン酸塩血症の治療のための医薬組成物であって、 $\text{La}_2(\text{CO}_3)_3 \cdot x\text{H}_2\text{O}$ により表される炭酸ランタンを含む前記組成物」である点。

(相違点1)

本件発明1では、 $\text{La}_2(\text{CO}_3)_3 \cdot x\text{H}_2\text{O}$ により表される炭酸ラン

タンについて、xが3~6の値を持つことが特定されているのに対し、甲1発明ではxが1である点。」

審決では、相違点1について容易想到性がなく、また、本件発明1は相違点1に係る構成を備えることによって顕著な効果を有すると認定されたのに対し、知財高裁は、これらの判断は誤りとなりました。その判断の概要をご紹介します。

相違点1の容易想到性に関する判断は次のとおりです。

まず、甲1には、慢性腎不全患者におけるリンの排泄障害から生ずる高リン血症の治療のための「リン酸イオンに対する効率的な固定化剤、特に生体に適応して有効な固定化剤」の発明として、「希土類元素の炭酸塩あるいは有機酸化合物からなることを特徴とするリン酸イオンの固定化剤」が開示され、その実施例の一つ(実施例11)として開示された炭酸ランタン1水塩(1水和物)のリン酸イオン除去率が90%であったとされています。

そして、水和物として存在する医薬に係る技術常識又は周知技術に関して、優先日当時、①乾燥温度等の乾燥条件の調節により、水和水の数の異なる炭酸ランタン水和物を得ることができること、②水和水として存在する医薬においては、水分子(水和水)の数の違いが、薬物の溶解度、溶解速度及び生物学的利用率、製剤の化学的安定性及び物理的安定性に影響を及ぼし得ることから、医薬の開発中に、検討中の化合物が水和水を形成するかどうかを調査し、水和水の存在が確認された場合には、無水物や同じ化合物の水和水の数の異なる別の水和水と比較し、最適なものを調製することは、技術常識又は周知であったと知財高裁は認定しました。その上で、かかる事情に照らすと、甲1に接した当業者は、甲1発明について、リン酸

¹ 本稿では紙面の関係上、本件特許の請求項1(本件発明1)に関する判断のみを紹介します。

次ページへ続く ▶

イオン除去率がより高く、溶解度、溶解速度、化学的安定性及び物理的安定性に優れたリン酸イオンの固定化剤を求めて、水和水の数の異なる炭酸ランタン水和物の調製を試みる動機付けがあるものとし、当業者は、乾燥温度等の乾燥条件を調節することなどにより、甲1発明を、水和水の数が3ないし6の範囲に含まれる炭酸ランタン水和物の構成(相違点1に係る本件発明1の構成)とすることを容易に想到することができたとしました。このように、知財高裁は、技術常識又は周知技術を考慮した点に特徴があります。

本件発明1の顕著な効果を否定した判断は次のとおりです。

知財高裁は、本件発明1が相違点1に係る構成を備えることによって当業者が予想し得ない顕著な効果を有するかどうかは、当業者が甲1発明を水和水の数が3ないし6の範囲に含まれる炭酸ランタン水和物の構成とすることを容易に想到することができたことを前提に、本件発明1の効果が、当業者が甲1発明に関し相違点1に係る本件発明1の構成とした場合に優先日当時の技術水準から予測し得る効果と異質な効果であるか、又は同質の効果であっても当業者の予測をはるかに超える優れたものであるかという観点から判断すべきであるとしていました。

まず、知財高裁は、明細書記載の試験結果と甲1記載の実験結果は、炭酸ランタン水和物の「リン酸塩除去率」ないし「リン酸イオン除去率」という同質の効果を示したものと認めました。そして、明細書記載の試験と甲1記載の実験とでは、水溶液のpH値、除去率の測定時点及び測定回数において実験条

件が異なるが、甲1に「生体内中、特に消化器系における体液のpHは、酸性である胃液中のpH3程度から弱アルカリ性である腸管内液中のpH8程度の範囲にあるので、本発明の希土類元素の炭酸塩あるいは有機酸化合物のリン酸イオン固定化は、胃から先の消化器系において効率的に進むものと考えられる。」との記載があることに照らすと、当業者においては、胃液中と同じpH3程度の水溶液を用いて「リン酸イオン除去率」の測定を行うことや、その際に除去率の測定を一定の間隔をおいて行うことは、適宜行い得る設計的事項の範囲内の事柄であるとしていました。

加えて、当業者においては、甲1発明が、相違点1に係る本件発明1の構成を備えた場合に、炭酸ランタン1水和物のリン酸イオン除去率(90%)を超える場合があり、それが100%により近い値となることも予測できる範囲内のものといえるから、pH3の水溶液における5分の時点でのリン酸塩除去率が96.5%又は100%であるという本件発明1の効果は、当業者の予測をはるかに超える優れたものであると認めることはできないとしていました。

このように、知財高裁は、予想し得ない顕著な効果を否定し、これを認めた審決の判断は誤りとしていました。

本件は事例判決ですが、審決段階で考慮されなかった技術常識、周知技術を考慮する等して審決とは異なる判断をした事例として、実務の参考になると考え紹介させていただく次第です。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

フラダンスの振付けの著作物性が認められた事例



松田 誠司

Seiji Matsuda

PROFILEはこちら

大阪地裁(26部)平成30年9月20日判決(平成27年(ワ)第2570号)裁判所ウェブサイト[フラダンス事件]

→ 裁判例はこちら

本件は、ハワイに在住するクムフラ(フラダンスの師匠ないし指導者)であるXが、九州でフラダンス教室の運営事業を行っているYに対し、著作権侵害を理由として侵害行為の差止め及び損害賠償等を請求した事案です。具体的には、Yが、Yの会員に対してフラダンスを指導し、又はフラダンスを上演する各施設において、フラダンスの各振付け(「本件各振付け」)をY代表者自らが上演し、会員等に上演させる行為が、Xが有する本件各振付けについての著作権(上演権(著作権法22条))を侵害すると主張されています。

本件における主要な争点は、本件各振付けの著作物性(創作性)です。

判決の認定によれば、フラダンスはハワイの民族舞踊であり、その振付けはハンドモーションとステップから構成されています。そこで、判決では、創作性の有無につき、ハンドモーションとステップそれぞれの観点から詳細に検討されています。まず、ハンドモーションについては、特定の言葉に対応する動作(一つとは限らない)が決まっており、手を中心に上半身を使って、歌詞の意味を表現するとされています。このような特徴からすると、歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎない場合、他の楽曲での同様の歌詞部分の振付けと同様である場合や類例と差異があっても目立たない部分での差異にすぎない場合等であれば作者の個性の表れと認めることはできなかつつ、「一つの歌詞に対応するハンドモーションや類例の動作が複数存する場合には、その中から特定の動作を選択して振付けを作ることになり、歌詞部分ごとにそのような選択が累積した結果、踊り全体のハンドモーションの組合せが、他の類例に見られないものとなる場合もあり得る」ことを指摘し、創作性が認められる場合があることを明ら

かにしました。これに対し、ステップについては、典型的なものが存在しており、その選択の幅もさして広いものではないため、基本的にありふれた選択と組合せにすぎないとされました。そのうえで、「楽曲の振付けとしてのフラダンスは、…作者の個性が表れている部分が一定程度にわたる場合には、そのひとまとまりの流れの全体について舞踊の著作物性を認めるのが相当である」とされました。そして、本件の事案に対する判断としては、本件各振付けのうちの一部について著作物性を認め、Yの行為が著作権侵害を構成するものと認めました。

著作権法10条1項3号は、著作物の例示として「舞踊…の著作物」を挙げていますので、一般論としては、ダンスの振付けについても著作権法において保護され得るとしても、具体的にいかなる要件の下で著作物性ありとされるのかについての判断基準は確立していません。この点に関連し、近年、「shall we dance?」事件(東京地判平成24年2月28日)において、社交ダンスの振付けの創作性について高いハードルを設定したうえで、事案の結論として著作物性が否定され、ファッションショー事件(知財高判平成26年8月28日)において、ファッションショーにおけるポーズ・動作の振付けについて「特段目新しいものとはいえない」として著作物性が否定されました。本件は、社会的に耳目を集めたものであり、ご存知の方もおいかと思います。著作権法の理論の面からみても、裁判例の蓄積が少ない舞踊の著作物性について判断を示したという点で貴重なものであり、フラダンスというダンスの性質及びその構成要素について検討を加えて判断枠組みを設定するという判断プロセスについて実務上参考になるものと思われま

¹判決文によれば、Xは昭和63年頃からYの依頼を受けてYの会員にフラダンスの指導等を行っており、またフラダンスの指導助言を行うことを内容とするコンサルティング契約を締結して報酬を受領する等の関係にありました。

→ contentsへ戻る

原告の商品等表示の著名性及び被告標章との類似性が肯定された事例



古庄 俊哉

Toshiya Furusho

PROFILEはこちら

東京地裁(29部)平成30年9月12日判決(平成29年(ワ)第43698号)裁判所ウェブサイト[JAL事件]

→ 裁判例はこちら

本件は、原告が、被告において下記の被告標章を自動車運送事業に供する車両及び看板その他営業表示物件に付し、又は同標章を付した車両を用いて役務を提供する行為は、原告の周知又は著名な商品等表示である下記の原告表示と類似の商品等表示を使用しているものであって不正競争防止法(不競法)2条1項1号又は2号の不正競争に該当する旨を主張して、被告に対し、不競法3条1項等に基づき、被告標章の使用の差止め等を求めた事案です¹。



原告表示



被告標章

裁判所は、原告表示は、昭和40年頃には原告の営業を表示する商品等表示として著名であり、現在においても著名であると認められるとして、原告表示の著名性を肯定したうえで、以下のとおり原告表示と被告標章の類似性を認め、原告の請求を認容しました。

- 不競法2条1項2号の「類似」に該当するか否かは、取引の実情の下において、需要者又は取引者が、両者の外観、称呼又は観念に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるか否かを基準に判断すべきである。
- 原告表示と被告標章とは、外観において、いずれも、円形に収まるように描かれた鶴ないし鳥類の頭部、首元及び翼から成り、正面からみて左を向いた鶴ないし鳥類の頭部及び首元を囲むような態様で、下部から頂点に向かって円形の外周に沿うように翼が描かれた全体として円形の赤色の図形であり、鶴ないし鳥類の頭部、首及び翼の形状や赤色の色彩が共

通する。また、原告表示と被告標章は、全体として鶴ないし鳥類の観念を生ずる点が共通する。

- 被告標章の図形には鶴ないし鳥類の頭部に目とみられる白抜きされた小さい円形様の部分が存在するのに対して、原告表示にはそれが存在しない点、原告表示には「JAL」との文字が、被告標章には「南急」との文字が記載されている点で相違する。また、原告表示のうち「JAL」との文字は、「ジャル」との称呼を有するのに対し、被告標章のうち「南急」との文字は「ナンキュウ」との称呼を有し、これらの称呼は相違する。
- 相違点である白抜きされた部分や文字部分は、図形全体に占める割合がそれほど大きなものではなく、地の色と同じ色彩である白色が用いられていること、文字部分は図形全体の下方に一般的なフォントで示されているにすぎないことからすれば、原告表示及び被告標章の図形全体及び各構成部分の形状や色彩の共通点は、上記相違点よりも需要者に強い印象を与えるものであると評価することができる。したがって、原告表示と被告標章については、称呼が相違するものではあるが、需要者が外観及び観念に基づく印象として、両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあると認められる。

なお、被告は、被告が昭和52年以前から被告標章を継続使用していることから、被告による被告標章の使用は不正目的でない先使用であり、不競法3条は適用されない旨を主張しました(不競法19条1項4号)。しかし、裁判所は、被告ないし南急観光タクシー合資会社が昭和52年頃に営業用車両のドア部分に被告標章を付して使用していたこと及び現在においても営業用車両のドア部分及び後部並びに営業所の看板に被告標章を付して使用していることが認められるが、それ以上に、被告ないし南

¹ 原告は、原告が有する商標権のみならず侵害(商標法37条1号)も主張していますが、裁判所はこの主張について判断していないため、本記事においては割愛します。

次ページへ続く

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

急観光タクシー合資会社がいつの時期から営業用車両や営業所の看板に被告標章を付して使用してきたかは判然としな
いから、原告表示が著名となったことが認められる昭和40年頃
以前から被告標章を継続使用してきたことを認めるに足りず、
他にこれを認めるに足りる証拠はないと判断して、被告の先使
用の主張を退けました。

本件は、著名商品等表示における類否判断の判断基準を示し
たうえで、原告の著名商品等表示と被告標章との類否を検討し、結
論として類似性を認めた一事例として参考になると考えられます。

本件は、著名商品等表示における類否判断の判断基準を示し
たうえで、原告の著名商品等表示と被告標章との類否を検討し、結
論として類似性を認めた一事例として参考になると考えられます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

 セミナーのご案内

東京エリア

**「職務発明制度改正の実務」
～特許庁の法改正立案担当者が、報奨制度の変更、
退職者との関係等実務上問題となりやすい論点をQ&A形式で解説～**

日時 平成30年11月30日(金)13:30～16:30

会場 金融財務研究会本社 [グリーンヒルビル セミナールーム](#)

住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-10-8

TEL/FAX TEL:03-5651-2033 FAX:03-5695-8005

講演者 松田誠司ほか

お申込先 [経営調査研究会HP](#)* 講師を通じてお申込み頂きましたら、通常料金より低額でご受講頂けますので、お気軽にご連絡ください。  [問い合わせ](#) 執筆情報のご案内**「食品の用途発明のクレーム解釈」**

掲載誌 別冊パテント第20号「特許クレーム解釈と記載要件」

-日本弁理士会中央知的財産研究所 研究報告第45号-

発行 2018年9月

執筆者 重富貴光

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。